

令和4年4月25日  
適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期) 検討会

# 建設業関係団体からの意見聴取結果

## (1) ヒアリング調査

---

## 【総合建設業】

### 日本建設業連合会（日建連）

- ・設 立：平成23年4月1日（※旧日建連、土工協、建築協が合併して設立）
- ・会員数：正会員 法人会員141社、団体会員5団体 / 特別会員6社
- ・目 的：全国的に総合建設業を営む企業及びそれらを構成員とする建設業団体が連合し、建設業に係る諸制度をはじめ建設産業における内外にわたる基本的な諸問題の解決に取り組むとともに、建設業に関する技術の進歩と経営の改善を推進することにより、わが国建設産業の健全な発展を図り、もって国民生活と産業活動の基盤の充実に寄与することを目的とする。

### 全国建設業協会（全建）

- ・設 立：平成23年4月1日（※昭和23年3月に任意団体として設立 / 昭和30年に社団法人として認可）
- ・会員数：47都道府県建設業協会（※18,525社（個人会員を除く））
- ・目 的：総合建設企業で組織する各都道府県の建設業団体を結集し、建設業を経済的、社会的及び技術的に向上させ、建設業の健全なる発展を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 【住宅産業】

### 住宅生産団体連合会（住団連）

- ・設 立：平成4年6月
- ・会員数：正会員 法人会員20社、団体会員9団体 / 賛助会員17団体
- ・目 的：住宅生産関連の団体は、構造又は工法別に別れて組織されており、その事業もそれぞれの構造、工法の範囲内に限定されていたため、業界全体の活動を行う観点から、住宅産業に係る社会的な要請や業界内部の諸問題に対応し、住宅の質及び住生活の向上に寄与することを目的とする。

## 【専門工事業】

### 日本電設工業協会（電設協）

- ・設 立：昭和23年7月26（※昭和24年4月28に日本電設工事業協会に改称 / 昭和25年11月2日に社団法人として認可）
- ・会員数：正会員 法人会員291社、団体会員50団体 / 賛助会員293社・7団体 / 特別会員11社
- ・目 的：電気工業並びに関連事業の健全なる発展を図り、国民生活の保安と公共の福祉増進並びに産業の振興及び文化の向上に資することを目的とする。

## (1) 監理技術者等の専任要件の緩和に関する意見

### ① 工事請負金額 1 億円未満（建築一式1.5億円未満）の 2 現場兼務

#### <概ね賛成>

- 1 億円未満の 2 現場兼務は、民間工事ではあり得るため賛成。今後は、金額要件をさらに拡大する方向で検討してほしい。【日建連（土木）】
- 全般論としては、異論などを含め 8～9 割の社は非常にありがたいとの認識。【日建連（建築）】

#### <要件を緩和すべき>

- 土木 1 億円に対して、建築 1.5 億円はバランスが悪い。建築工事は設備比率が高い工事もあり、小規模でも 1.5 億円を超えるので、建築は最低でも 2 億円は必要。【岡山県協】
- 実態のヒアリング結果から 3 億円なら 2 現場の兼務が可能。材質や工法等によって異なるが、共同住宅で 1000m<sup>2</sup>では兼務可能と考える。【住回連】
- 金額については、機器・材料費の影響が大きく、一概にいくらかとは言えないので、機器が多い場合は 1 億円を 2 億円とするなど、中身で判断してほしい。【電設協】

#### <要件を厳格化すべき>

- 監理技術者の兼任可能な条件として、金額以外の縛りの検討が必要であり、安全管理面を考慮することが優先事項。業務の簡素化も限界があるので、金額よりも現場の近くでの同一工種の工事は兼務できるなど、単一の管理作業も多岐にわたらない工種（舗装、杭打ち、橋梁修繕、築堤盛土など）に限定してもらいたい。【群馬県協】

#### <反対>

- 土作業員に対する小まめな声かけなどを考えると、兼務はかなり厳しい。技術者数の確保は厳しいが、経営者よりも技術者の立場で考えることが大切。【群馬県協】

## 2. ヒアリング調査結果

### (1) 監理技術者等の専任要件の緩和に関する意見

#### ② 音声・映像の送受信が可能な環境整備

##### <概ね賛成>

- 音声・映像は、日常からツールを使って管理している。【日建連（土木）】
- ウェアブルカメラが望ましいが、一部で、固定カメラでも良いとの意見あり。【日建連（建築）】

##### <要件を緩和すべき>

- スマートフォン等でも送受信は可能なので、ウェアブルカメラに限定する必要はない。【住団連】
- すでにタブレットやスマートフォンで現場内の事務所と作業現場をつなぎ、作業指示や不明点の確認を映像・カメラ・音声で行っており、下請業者の職長や現場担当者との連絡体制はできている。【電設協】

#### ③ 各現場が1日で巡回可能

##### <概ね賛成>

- 兼任可能な範囲を限定することには賛同しないが、1日に巡回可能というところかなり広い範囲なので問題ない。【日建連（土木）】
- 1日で巡回（可能）な範囲という考えについて賛同。【日建連（建築）】
- 1日で巡回可能な範囲については、移動時間で検討できないか。【住団連】

##### <要件を緩和すべき>

- 遠隔での管理が可能な状況では、各現場が1日に巡回可能な範囲として、距離とか移動時間の設定は不要。【電設協】

#### ④ 監理技術者を補佐する連絡要員の配置

##### <概ね賛成>

- 補助連絡員は、いずれのツールを使用した場合でも必須と考える。【日建連（土木）】
- 連絡要員は、緊急事態の場合の連絡なので、特段の資格は必要ない。【日建連（建築）】
- 連絡要員に関しては、すぐに現場に駆け付けられる体制がとられていれば、現場に連絡要員が常駐する必要はない。【住団連】

## (1) 監理技術者等の専任要件の緩和に関する意見

### ⑤ 工事全体の下請次数が3次以内

#### <概ね賛成>

- 下請次数3次以内について、この金額ベースの場合はそもそも多重下請けにならない。【日建連（建築）】

#### <要件を緩和すべき>

- 現場の連絡体制が整備されていれば、下請次数の制約は必要ない。【日建連（土木）】
- ICTの導入とかCCUS等の利用により、指示伝達、作業員の状況把握、施工体制といったものを確実に管理できるため、下請次数の制限は不要。【電設協】
- 設備系工事会社は、特別高圧受変電設備、発電機工事、入出退管理、自動火災報知設備、放送、中央監視設備、消火栓、スプリンクラー等の専門メーカー工事がある場合は、3次に収まらないことがある。【電設協】

### ⑥ CCUS等による施工体制の遠隔地からの把握

#### <概ね賛成>

- CCUSにより作業員の出勤状況を把握することは、施工管理上、大変有用であるため普及促進のためにも良い。【日建連（土木）】
- CCUSUの管理ツールは、日常的に使っていくもので、推進してもらいたい。【日建連（建築）】

#### <要件を緩和すべき>

- 各社で様々なシステムを使用しているが、CCUSに値する真正性については各社で登録の際に確認し、資格情報等の個人情報管理されていると認識。【住団連】

#### <要件を厳格化すべき>

- CCUSは必要条件だが、遠隔で確認できることが全てではない。【群馬県協】
- CCUSの浸透のため、CCUSに限定すべき。【宮城県協】

## 2. ヒアリング調査結果

### (2) 営業所専任技術者と現場技術者の兼任に関する意見

#### <概ね賛成>

- 会社で営業所をサポートする体制が整っており、営業所の専任技術者が監理技術者を兼務することは問題ない。【日建連（土木）】
- 営業所専任技術者の兼任についてもありがたい。【日建連（建築）】

#### <要件を緩和すべき>

- 営業所専任技術者の業務は、技術的な観点からの契約内容の確認、バックアップ・サポートであり、テレワークも認められているので、1日に巡回可能な範囲としての制限は不要。【住団連】

### (3) 技術検定の受験要件に関する意見

#### <概ね賛成>

- 技術検定の受験資格について、要件緩和はありがたい。3年の実務経験は必要。【日建連（土木）】
- 技術検定の受験年齢の引き下げは、在学中から挑戦できる学生のモチベーション向上や、早期に公的な資格が取れることで個人のモチベーション向上にもなり、会社にとってもプラスになる。【日建連（建築）】
- 技術検定の受験資格において、専門学科出身のインセンティブは必要。専門学科に行く人が少なくなると、専門学科もなくなる。学問として、学校の専門学校で技術を学ぶことは非常に大事。【群馬県協】

#### <要件を緩和すべき>

- 技術検定の受験資格について、検定合格前の実務経験も有効な経験。【住団連】
- 監理技術者の指導下での実務経験ではなく、従前と同じ内容を認めてほしい。【住団連】
- リフォーム等の場合、2級でいろいろな資格を取るに当たって、3年の実務経験の積み重ねは厳しい。【住団連】

#### <要件を厳格化すべき>

- 技術検定の受験資格の実務経験は大事で、緩めてばかりでは施工上、品質の問題もでてくる。【岡山県協】
- 1級の資格要件について、年齢よりも実務経験が大切であり、安易に短くすることは現場の品質管理や安全管理の低下につながるのでは。【岡山県協】